

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置について

次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第 109 条及び委員会条例第 5 条
3. 付託事件名 新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活及び地域経済への影響と対策に関する調査
4. 調査期間 調査が終了するまで閉会中も継続して行うことができる
5. 委員の定数 全議員
6. 費 用 必要のつど、委員を派遣し費用を弁償する